

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第37条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、日本航空株式会社から、以下のとおりロックアウト（作業所閉鎖）を行う旨の通知がありましたので、同令同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

1 期間

令和8年3月19日以降

2 場所

日本航空乗員組合の組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（別記の都道府県）

3 目的

日本航空乗員組合が賃金引上げ等の要求に関して行うストライキ等の争議行為に対抗するため

令和8年3月16日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別 記

北海道	青森県	秋田県
千葉県	東京都	石川県
愛知県	大阪府	兵庫県
和歌山県	島根県	岡山県
広島県	山口県	徳島県
香川県	愛媛県	高知県

福 岡 県
大 分 県
沖 縄 県

長 崎 県
宮 崎 県

熊 本 県
鹿 児 島 県